

平成19年（ハ）4272号損害賠償請求事件

原告 山崎 壽樹

被告 阿部 司

平成19年4月12日

準備書面(1)

東京簡易裁判所民事第2室1係 御中

頭書事件につき、原告は下記の通り陳述する。

記

第1 被告答弁書に対する認否

以下においては、被告答弁書の記載は枠内に引用しました。

1. 訴状記載どおりの判決を求める。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

2. 第2の2と3については争う。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 訴状請求の原因1. 事件の要旨については認める。
- 2 訴状請求の原因2 は否認する。
- 3 損害額については争う。

3. 赤下線部は否認し争う。

全治までには「1ヶ月程度」を要したのが事実であり、「1週間ほど」では断じてない。

第3 被告の主張

- 1 行為態様、傷害の程度
原告の乗車するタクシーの窓ガラスを割り、
顔を殴打し、全治1週間ほどの打撲を負わせたものです。

4.被害車両は法人である代々木自動車(株)の所有物であり、原告の所有物ではない。したがって、下線を付した部分については不知。ただし、治療費・休業損害分の支払については認める。

2 被告の損害弁償の状況

(1) 治療費の支払

- ①平成 18 年 8 月 22 日 治療費の一部として、
10, 000 円を原告に支払い。
- ②平成 18 年 8 月 29 日 治療費として、
22, 597 円を警察病院に振り込み。
- ③平成 18 年 9 月 4 日 治療費として、
24, 685 円を警察病院に振り込み。
- ④平成 18 年 10 月 24 日 治療費として、
1, 102 円を警察病院に振り込み。

(2) 修理費、休業損害の支払

平成 18 年 11 月 15 日、
車両修理費として 25, 300 円、
原告の休業損害分として、188, 605 円、
車両休業分として、48, 523 円、
合計 262, 428 円を代々木自動車株式会社に振り込み。

5.承服しかねるのは、赤字下線部の事実である。

こういった事実は全く無かった。すなわち、事実無根の作文という他ない。
したがって全面否認する。

(3) 示談金の提示

弁護人を通じ、被告の謝意を伝え、
300, 000 円の示談金を提示させて頂いたが、
原告に受け入れて頂けなかった。

第 2. 結 語

本訴は、事後の対応としての「被告からの一片の謝罪」すら無かったが故に、万已むを得ず提訴したもので、もとより和解の意思がないわけではありません。

しかし、「悪いことをしたら御免なさい」と、まず謝罪するのが筋、というもので、損害賠償はそれからの事でしょう。

◎附属書類 甲第 1 号証写し 1 通

以上原告 山 崎 壽 樹